

第61号議案

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「「総所得金額、」の読み替えは」を「「公的年金等」及び「同法第35条第2項第1号」の読替は、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。